

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4（2022）年度予算概要	1
2 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子	2～5
3 函館市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の骨子	6

1 令和4（2022）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

消防費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
自動車購入費	108,800	常備消防費分 90,800 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防広報車 1台 高規格救急自動車 1台 非常備消防費分 18,000 小型動力ポンプ付積載車 1台	(国) 消防施設費 補助金 20,479 (道) 消防施設費 補助金 1,881 (地方債) 消防自動車 購入事業債 60,100 (その他) 指定寄付金 17,550

2 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

消防団員について，会議に出席する場合等の鉄道賃等を費用弁償として支給することとし，および消火活動等のための出動に係る報酬の区分および支給の単位を改めるため

(2) 改正の内容

ア 消防団員が，その職務に係る会議等に出席した場合，または，出動等報酬に係る出動をした場合に，鉄道賃および車賃を費用弁償として支給する。

イ 別表第2に規定する消防団員の報酬の区分，支給の単位を新旧対照表のとおり改める。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

(4) 経過措置

改正後の第2条の2第3項，第4項および第5項（同条第3項に係る部分に限る。）の規定ならびに改正後の別表第2（出動等報酬に係る部分に限る。）の規定は，この条例の施行日以後に出発する旅行に係る会議等および施行日以後に命ぜられる出動について適用し，施行日前に出発した旅行に係る会議等および施行日前に命ぜられた出動（施行日前に命ぜられ，かつ，施行日以後に終了する出動のうち施行日以後の期間に対応する分を含む。）については，なお従前の例による。

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(費用弁償)</p> <p>第2条の2 次の各号に掲げる特別職の職員が、当該各号に掲げる会議等(その者の住所または居所から2キロメートル以上の地域において行われるものに限る。)に出席したときは、函館市職員等の旅費に関する条例(平成2年函館市条例第22号)の規定の例による鉄道賃および車賃を費用弁償として支給する。</p> <p>(1) 第1条第2号に掲げる特別職の職員 議会または議会の委員会の会議</p> <p>(2) 第1条第3号に掲げる特別職の職員および農地利用最適化推進委員 その職務に係る会議等</p> <p>2 前項各号に掲げる特別職の職員が同一の日において、同項各号に掲げる2以上の会議等に出席した場合においては、市長が定める場合を除き、同項の費用弁償は、重複して支給しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 第1項の費用弁償は、支給事由の生じた日の属する月の翌月の給与の支給期日に支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、函館市職員等の旅費に関する条例の規定の例による鉄道賃および車賃を費用弁償として支給する。</u></p> <p>(1) <u>その職務に係る会議等(その消防団員の住所または居所から2キロメートル以上の地域において行われるものに限る。)に出席したとき。</u></p> <p>(2) <u>別表第2に規定する出勤等報酬に係る出勤(その消防団員の住所または居所から目的地までの移動距離が2キロメートル以上であるものに限る。)をしたとき。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、消防団員が同一の日において、次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる2以上の会議等に出席したとき。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる2以上の出勤をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>前項第1号に掲げる会議等に出席し、および同項第2号に掲げる出勤をしたとき。</u></p> <p>5 第1項および第3項の費用弁償は、支給事由の生じた日の属する月の翌月の給与の支給期日に支給する。</p>

別表第2 (第1条, 第2条関係)

区分		議員報酬額または報酬額
(略)		
消防 団員	団長	年額 <u>100,000円</u>
	副団長	年額 <u>69,000円</u>
	分団長	年額 <u>50,500円</u>
	副分団長	年額 <u>45,500円</u>
	部長・班長	年額 <u>37,000円</u>
	団員	年額 <u>36,500円</u>
	消火活動である火災出動	出動1回 <u>5,000円</u>
消火活動である火災出動以外の出動	出動1回 <u>4,000円</u>	

別表第2 (第1条, 第2条関係)

区分		議員報酬額または報酬額
(略)		
消防 団員	年額報酬	年額 <u>100,000円</u>
	副団長	年額 <u>69,000円</u>
	分団長	年額 <u>50,500円</u>
	副分団長	年額 <u>45,500円</u>
	部長・班長	年額 <u>37,000円</u>
	団員	年額 <u>36,500円</u>
	出動等報酬	災害出動（消火活動を伴う火災出動または風水害もしくは地震等の災害による消防活動のための出動をいう。以下同じ。）
		従事時間2時間以上4時間未満 日額 <u>6,500円</u>
		従事時間2時間未満 日額 <u>5,000円</u>
被害軽減出動（消火活動を伴わない火災出動、災害により行方不明となつた者の捜索活動その他の災害による被害の軽減のための出動（災害出動および火災予防のための出動に		従事時間4時間以上 日額 <u>7,000円</u>
		従事時間2時間以上4時間未満 日額 <u>5,500円</u>
		従事時間2時間未満 日額 <u>4,000円</u>

	会議等への出席	日額 2,000円
(略)		

備考 投票所（共通投票所および期日前投票所を含む。以下同じ。）の投票管理者および投票立会人が職務に従事した時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた時間とする。以下同じ。）が投票所の開設時間（投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）に満たない場合における投票管理者および投票立会人の報酬額は、上表の規定にかかわらず、同表に規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を当該職務に係る投票所の開設時間で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）		
火災予防のための出動および訓練等のための出動	日額	4,000円
会議等への出席	日額	2,000円
(略)		

備考

- 1 消防団員が同一の日において災害出動に複数回従事した場合は、各々の従事時間を合算して上表の規定を適用する。消防団員が同一の日において被害軽減出動に複数回従事した場合についても、同様とする。
- 2 消防団員が同一の日において複数の出動等報酬の区分に係る出動または出席をした場合は、最高の額の定めのある出動等報酬のみを支給する。この場合における出動等報酬の支給方法は、市長が別に定める。
- 3 投票所（共通投票所および期日前投票所を含む。以下同じ。）の投票管理者および投票立会人が職務に従事した時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた時間とする。以下同じ。）が投票所の開設時間（投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）に満たない場合における投票管理者および投票立会人の報酬額は、上表の規定にかかわらず、同表に規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を当該職務に係る投票所の開設時間で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 函館市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い損害補償を受ける権利の処分禁止に関する規定を整備するため

(2) 改正の内容

損害補償を受ける権利の処分禁止に関する規定の特例を削除する。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

函館市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第3条 損害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条 損害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることはできない。